

第 22 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 26 分
- 2 場 所 湯河原町保健センター 2 階 大会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外 9 名 (欠席なし)
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3 名 (欠席なし)
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠 (事務局職員任免)
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 お足元が悪い中、今日第 22 回の農業委員会総会にお集まりいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので開催したいと思います。 では会長よろしく願いいたします。
議長	皆さん、こんにちは。 3 月になりまして暖かくなるころですが、ちょっと天気がしまっていてさらにこの雨でございますが、皆さんにご協力いただきました眺望ガーデンの菜の花も今、見頃を迎えていると思います。今年ちょっと形が悪いというか、ちょっとまばらなところもあるんですが、綺麗に咲いておりますので、ぜひ見ていただいて、お知り合いの方にも宣伝をしていただければと思います。 今日議題としては 3 件でございます。 その他のところで農業者年金のお話を前回のときに、事務局の方でさせていただきましたが口頭でしたのでちょっと聞いていてわかりにくかったので改めてチラシをお配りして、説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。それでは早速ですね。議事録署名人署名委員の指名でございますが、8 番委員と 9 番委員、2 人お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは議案に移りたいと思います。(1) 非農地証明について事務局より説明をお願いします。
事務局	日程番号 1 議案第 56 号非農地証明願いについて説明いたします。申請者は神奈川県伊勢原市[]さん。申請地は[]、台帳地目畑、現況地目宅地、99 m ² 、同[]、台帳地目畑、現況地目宅地、23 m ² 、合計 122 m ² でございます。申請地は昭和 39 年 3 月から宅地に転用し、現在に至っているものでございます。農地区分は用途地域内で第 3 種農地でございます。お手許の

	申請書 6 ページをお捲りください。宮下地内 JR 東海道本線が向かって右側にございます。JR 東海道新幹線との間に赤い丸で書いてあります。公図上の位置につきましては申請書の 4 ページを見ていただくとこちらに赤く示しております。続きまして 14 ページをお捲りください。こちらは現況写真になっております。14 ページから 16 ページに渡っております。14 ページの赤い扉は車庫で申請地の南側の位置となっております。15 ページの写真では白壁の居宅が、北側の位置となり、現在空き家の状態です。また申請書の 2 ページを戻りましてすいません。お捲りください。 登記簿謄本ですけれども、こちらの全部事項証明書中段真ん中なんですけれども権利部甲区というところに、令和 5 年 12 月 18 日及び平成元年 10 月 19 日の相続登記の際に登記地目変更登記が既に申請できたと思われますけれども、今回このような形で、非農地証明願いがなされております。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	それでは現地を調査された 6 番委員の方から、現地の状況についてご報告をお願いします。
6 番	改めまして、先だって先週の月曜日の 18 日の午後 1 時半より、私と 5 番委員と、第 1 区域推進委員と 3 人で現地の方確認させていただきました。 皆さんのお手許の資料の中にあります、航空写真の 12 ページと 13 ページ開いていただければ分かると思うんですが、当該物件が丸く赤い印がついております。この写真を見ていただければわかるように家の周りにはもう全て宅地となっております、私が子供の頃からもう家が建っております。今は人が住んでいませんが、一応非農地証明ということで出てますが、昔からもう家が建っていて、周りも宅地になっているということではいかがなものでしょうかということで、思います。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 それではこの件について審議したいと思います。 何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。 よろしいですか。 それでは日程第 1 議案第 56 号宅地に対する非農地証明について、許可することについて賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ということで、証明することに決定いたしました。 次に (2) 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について事務局より説明をお願いします。
事務局	日程番号 2 議案第 57 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書審議について説明いたします。申請者、譲受人湯河原町 [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人湯河原町 [REDACTED] [REDACTED] さんでございます。申請地は、[REDACTED] [REDACTED]、台帳地目畑、現況地目宅地、面積は 137 m²でございます。譲受人は利用者用の駐車場が不足し、近隣で候補地を見つけるこ

	とができなかったため、申請地を駐車場として整備し、利用するものでございます。 農地区分は用途地域内で第3種農地でございます。資料の6ページをお捲りください。上の方に赤い枠が書いてありますけど、こちらが申請地でございます。隣の7ページなんですけれども、譲受人の事務所であります1269番地の1につきましては、正面ちょっと中央にありますけれども、こちらが事務所となっております。他の候補地が見つからなかったため、選定し、事業所から申請地までは約70mの所が申請地でございます。申請書の9ページから11ページをお開きください。こちらは現地の写真となっております。現地につきましては、2段になっておりまして、上の段が写真の方こちらがですね、9ページのところ右上なんですけど小屋が建っているところが上の段になっております。下の段につきましては、その下のですね、擁壁の上に青いネットが設置されているところでございます。10ページをお捲りください。ちょうど上の段の左右なんですけれども、先ほどの小屋の西側の部分にあたりまして、こちらに笹竹があります。こちらまでが境界となっております。隣の写真上で右側にちょっと見えますけれども耕作されている畑で、隣地の所有地でございます。 お手許24ページをお開きください。こちらは計画平面図でございまして、敷地内にスロープを設置し、車を2台砂利敷きで整地する計画となっております。続きまして26ページをお開きください。こちらは工事の工程表でございます。養生を含めまして約18日間の予定となっております。また、27ページにつきまして、隣なんですけれども、資金調達につきましては、融資申込書がこの様にありまして、真ん中ぐらいに融資額のところがございます。 1,800万円のうち設備資金620万円を差し引き後の1180万円から、土地購入費を500万、工事費53万2,950円を支出するものでございます。 今回譲受人が他の事業計画を含めまして、一括で融資を申し込まれた書類となっておりますのでご了承ください。 22ページにお戻りください。こちらが事業計画ですけれども、こちらの通り整備する転用目的で申請がございましたもので、ご審議のほどをよろしくお願い致します。
議長	それではこの件につきましては、私が主務者ということで昨日、私と1番委員と第3区域推進委員3人で現地の調査をして参りましたので報告をさせていただきます。 場所等については先ほどご説明のあった通りでございます。この筆は2段にわかれていて上の段のところが写真にございますように、入口といいますか手前側がちょっと砂利が敷いてあって奥に小屋がある。 その下の段が農地として農業としてみかんが植えてあったり、少し野菜が作られたりというのは形跡があって、1筆で2段になってるわけですが、農地があるということでこの転用許可申請が上がってきたというところでございます。 北側にですね。この方の北側の隣接するところに、少し野菜が作られているというような状況もございます。その他は、道路であったり、

	住宅であつたりということですので、北側のところが、農業への影響がどうなるのかっていうところが問題になるのかなと思いますが、駐車場として使うということですので問題はないというふうに現地調査をしてまいりました。 報告は以上でございます。 ではこの件につきまして審議をしたいと思います。何かこの件につきまして、質問、ご意見等ある方はお願いをしたいと思います。
議長	私から質問させていただきたいと思います。 私が現地報告で申し上げた北側に農地があるということで、駐車場として使ってる限りにおいては、日当たり等の問題は発生しないので影響はないんだと思うんですが、仮に、駐車場を止めて何か建物を建てて、高い建物等建てると、この北側の農地に影響が出てくるのかなと思うんですが、そのときにはもうこれは転用をされていて農地法で縛ることができなくなるのですが、そういう場合は、ここの条件の駐車場ということで転用していただくわけですが、そこは何か規制が、例えばこれはずっと駐車場じゃなくちゃいけないですよとか、あるいは駐車場から他のものに変えるときに、何か何て言うかな、許可なり手続きなりあるんですか。
事務局	お手許の資料 10 ページの先ほど見ていただきました写真、小屋の西側にあたります笹がありますけど、こちらの西側の畑の件で議長からお話がありました。まず農地法の今回 5 条ですけども、4 条にあたっても 5 条にあたっても、農地法の転用目的が履行され、なおかつ、転用事実確認願いというものを、別途農業委員会の事務局の方に送られ、それをもちまして、転用目的の履行の通り、完成しておれば、こちらの方も認め、それをもちまして、土地地目変更登記をですね、申請者の関係の方が送られ、畑以外の宅地とか、違う地目になった場合は、そこで農地法の全ての手続きが終了という形になりますので、以後、何かお話等があった場合は、申請者になる方および隣接の所有者の方の民地同士のお話になります。
議長	わかりました。 今ここで許可するかしないかはこれは県が最終的に判断するんですけど、駐車場ということで、やってますのでその通りされれば、これでもう終わりといいますか、農地法の世界から外れてしまいますので、その後何かに変更される場合は、そちらの法律があるとすればそちらで対応していただくと、なければ民地同士の何かお話し合いになるんですかね、例えば何か建物建てれば建築基準法だとか、そういった法的に何かやらなきゃいけない手続きあると思うんですけども、何か工作物を作るとかね、いうので例えば、なんかすごく日照が悪くなるようなものを建てるときは、それはもう民地同士でお話し合いください、ということになるというふうに理解してよろしいですか。
事務局	おっしゃる通りでございます。建築基準法他ですね、法律がございますので、それを申請者等がですね、隣接の所有者とよくお話をした上で、履行するような形になると思います。農地法の関係は先ほど説明したとおりです。

議長	はい、わかりました。
事務局長	追加でお話しさせてください。今のお話なんですけど例えば何か建物とか建てる時ですね、建築基準法、議長がおっしゃったように基準法なんですけど、それ以外にですね、例えば4階建て以上のものを建てる場合ですね、それに関しましては、湯河原町の開発指導要綱というのがございまして、そちらで、ですね、隣地の同意を得るとかですね、そういうのもございますので、そこら辺がかかってくるのかなと思います。
議長	4階建て以上。それ以外の建築基準法の中で、ということですね。
事務局長	そうですね、建築基準法だけなんで、結局は日照に関係につきまして5時間3時間というのもありますけど、そういうのがクリアできて、問題ないという形になります。
議長	ということでした。 他に何かご質問等あります。 それでは採決を取りたいと思います。 日程第2議案第57号駐車場への転用について、これを県の方に、進達することについて、賛成をされる方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。 全員挙手ことで賛成ということで、県の方に送付したいと思います。 続いて(3)農地法第3条の規定による許可申請書審議について事務局より説明をお願いします。
事務局	日程番号3議案第58号農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議について説明いたします。申請者貸人、千葉県君津市[REDACTED]さん、借人、神奈川県小田原市[REDACTED]が農地適格法人として5年間、賃貸借を設定し、申請地、[REDACTED]、台帳地目山林、現況地目畑、1,077㎡を申請するものでございます。借入地としまして、2,041㎡面積がございまして。農業従事日数は年300日、農作業従事者は2人、通作距離としまして車で約10分程度約1.5キロでございまして。 貸人は畑を管理することが困難になり、有効利用を借人へ相談、5年間賃貸し青パパイヤの栽培を計画するものでございます。農地区分はその他2種農地でございまして。申請書なんですけど、22ページをお捲りください。吉浜地内なんですけど赤く印がついて左下の方ですけども、交差点にあります民宿やましろ、こちらから美化センターへ上る道を上がっていきますと、赤印の左側に村上鋳金という整備工場がありますけれどもそこを右に入っていたところでございまして。24ページが今の状況です。25ページをお開きいただきますと、現地の写真となっております。小屋があり、今現在耕作されていない状態で、鬱蒼としていますけれども、こちらの部分が約畑で5段ぐらいの南

	傾斜になっていまして、こちらを整備して行きたい。26 ページがそのような形で取締役会でのものが示されております。戻りまして、20 ページですけれども、借入地のところで耕作している場所が小田原市内でございます。事務所もそちらにあるということで小田原市農業委員会からですね、耕作しているという証明願が添付されておりますのでご確認ください。書類につきましては、以下、会社の関係が先ほどの現地写真も一番後ろの方までありますので、このような内容でございます。ここを [REDACTED] さんが青パパイヤという形で、あまり耕作にはお手がかからないということでその辺を広めていただきネット販売を含めて、販路を拡大し、回収したいという考えでございます。説明は以上です。
議長	それではこの件につきましても私が主務者となって、それから1 番委員、第3 区域推進委員がですね。現地調査を行ってきましたので報告をさせていただきます。 こちらについては3 月 24 日の午後、調査をしてまいりました。只今説明があった通りでございます、現地写真が後ろの方に付いております。 写真で見ると、少しなんですかね。細い木が生えたりススキが生えたり、そして少し荒れているような状況の土地でございますが、私どもは昨日見たときにはですね。綺麗に刈り取ってあって、ススキ等もですね。綺麗になっておりました。 あと、刈り取ったものを整理すれば、綺麗な土地になると思います。周りも農地もですね、皆さん農業一生懸命やられていて綺麗に作られていますので、こういう形で利用していただければ周辺一帯はですね、農地として非常によくなるのではないかというふうに思いました。 現地調査報告は以上でございます。
議長	それでは審議に入りたいと思います。 何かこの件につきまして、質問、ご意見等ある方をお願いしたいと思います。 よろしいですか質問等ございませんか。それではこれについて採決をとりたいと思います。
9 番	すいません。あの9 番です。ちょっと今頭の中で整理ができていないんですけど、賃貸契約であるということで、その賃貸契約の内容については、こちらで、どうのこうの審議するなり確認するなりの必要は無いのでしょうか。
議長	事務局。係長どうぞ。
事務局	当事者同士のお話もありますので事務局からは控えさせていただきます。なお申請書の1 ページ大きい2 番のところにですね。対価、賃料等の額ということで10a 当たり 5,000 円ということで一応当事者でお話しされております。その前にですね、議事録の26 ページこちらの方で今後どのような形で借りるか当時の10 月1 日の取締役会で、今回申請に当たっては今後の打ち合わせで決め、契約書を添付する必要はないということです。以上です。

議長	ということで契約書までは求めていない。必要ないということでもよろしいですか。ただ1ページにそれなりのその賃貸借をして、設定期間は5年間だとか、賃借料がいくらだとかそういった記入はあるので、農業委員会としてはこれでいいといえますか、事足りるということで理解してもよろしいですか。
9 番	はい。了解いたしました。
議長	他に何かご質問ある方いらっしゃいますか。 よろしいですか。 それではこの件、採決をとりたいと思います。日程第3議案第58号賃貸権の設定について、賛成をされる方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。 全員賛成ということで許可をしたいと思います。 以上で議案については終了いたしました。 次に5番のその他でございます。 まず、農業者年金チラシについて説明をお願いします。
事務局	お手許、代わりまして、農業者年金知って得する農業者年金と書いてある冊子を農業会議から入手することが出来ました。前回の農業委員会総会にて事務局の方で拙い説明大変申し訳ございませんでした。何も資料が無かったものでこの様な形で対処させていただきました。ご了承ください。 あと事前にですね。農業会議の方で、加入の関係をいろいろ聞いたんですけど、改めて今日の席上でお答えできるのが、年齢制限につきまして、なんですけども、40歳以上でなければいけないと。私の方で説明させていただいたんですけども、こちらにつきましては、認定農業者等ですね、補助対象がメインとなる説明を農業会議から聞きまして、そうではないと。加入できるものは、1ヶ月でも、1年でも可能であるということで、前回の説明を変更させていただきます。大変申し訳ございませんでした。 2ページなんですけどいろんなポイント等が書いてありますけれども、まず下段のところなんですけれども、年間60日以上農業に従事する、国民年金第1号被保険者であること、65歳未満であることの要件は当然ながらクリアしなければいけないです。国民年金加入とともにですね。付加年金という月当たり200円というのも、同時に加入しなければいけない。そういうものもありますので、通常の私どもの会社勤め等の方は加入できませんので、農業者で生計を立てられる方に、ぜひともですね、農業者年金をご利用していただきたいということで、改めてこちらの資料をもとに説明をしていただければ、と思います。あとぜひ会議の議長の方からですね、お話があったと思いますけど、一番下のところですね、米印の1は、説明しまして、米印の2の方なんですけれども、農業者年金と国民年金基金及び個人型確定拠出年金イデコとは重複加入はできません、ご注意ください。ということです。

	一方、加入の際にですね。いろんな条件もあります。最終的には、農業者年金に加入される際には農業会議等の説明等も受けなければいけませんので、その辺につきましても委員さんの方からですね、簡単にですがご説明をしていただき加入の際には、必ずそれぞれのものの確認をしていただくような説明をよろしくお願いします。 開けまして4ページ以降ですね、それぞれの取り組みの内容等もありますので、こちらは後程お読みしていただければと思います。最後のページですけどよくある質問Q&Aも書いてありますのでお読みください。一番下にはアドレスとかQRコードとか連絡先もありますので加入を希望する方がいて、細かいところまで教えていただきたいというお話がありましたら、ぜひともこちらの番号等ですね。お伝えしていただきたいと思います。事務局から以上です。
議長	今説明ありました何かご質問ありますでしょうか？ 前回ちょっと説明があってちょっと混乱しちゃったんですけども、3ページのところに39歳未満じゃなきゃ入れないとかそういったのは保険料の補助が国の補助があるのは39歳までに加入した人だとか認定農業者に青色申告であってこういう方は国の掛け金に対する保険料に対する補助があるということでもらえれば一番いいんですがこれに掛からなくても、2ページの方にある左下にあるような条件を満たせば加入できますよということですので、この制度ですね、ご理解いただきたいと思います。 何かご質問ありますか。 今事務局から年金機構に何か詳しいことは聞いてくれみたいな話ですけど役場でもそれは、答えられるの。
事務局	一応窓口の一つになっておりますので、役場の方でもご対応させていただきます。 細かいところまで行きますと、やはり、基金の担当者に聞かなければいけないところもございますので、確認して対応はさせていただきます。
議長	加入の窓口は役場になるの。
事務局	現在農業者年金これから入ろうとされる方につきまして、加入の段階では、農協さんに組合として入ってる方もいらっしゃいますので、組合経由というのがありますね。以前ですね。旧基金扱いで私の記憶で申し訳ないですけど農協さんで一回ワンクッション置いて、例えばその方が継続されるとか失礼ながら死亡されるとかそういう手続きがあり、役場の方に農協さんお確認がしたという書類が回ってきます。こちらの方も決済しまして確かに、そういう届け出があった。というのを受け、農業者年金基金の方にですね。回答するように、手続きします。
議長	今でもこの加入しようとする場合は農協に行くか、あるいは役場のどちらかっていう申し込みがあって。

事務局	所定の様式がございますので役場で対応できない場合は、農協さんに直接、基金さんもありますので。
議長	ということだそうです。 この件についてよろしいでしょうか？はいどうぞ、9番委員どうぞ。
9番	9番です。 事務局に質問です。 町内でこれの対象者になる人数は大体把握できているものなんでしょうか。
事務局	現在は把握しておりません。また、委員さんの方で活動していらっしゃる中で、ご対応できる方がいらっしゃれば委員さんとともにですね、一緒に広めたいと考えております。よろしくお願いします。
9番	はい。わかりました。
議長	私の方からこの3ページにあるような補助を受けられる方は39歳までに加入ということで39歳以下で、認定農業者等になってる方ってのは該当者は、いそうですかね。 認定農業者だとわかりますもんね。なっている人は、とりあえず現在なっている人は何歳かということがわかりますね。 いらっしゃる。
事務局	ちょっと今手許資料がなくて申し訳ないけど年齢的には、2人ほどいらっしゃると思います。
議長	そういう人たちには何かの機会で、例えば認定農業者の方が集まる機会だとか、年齢ともかくね、何かお知らせをするだとか、そんなときにこんなお話をされることってあるんですか。我々はほら誰が認定農業者もわかんないでね。年齢だとさらにわからないんですけれども、だからね。特に若い方は今、若いうちからこういった制度を利用される必要があるかと思うんですけれども、その辺はどうですか。
事務局	農業委員会とは別に町組織の方で認定農業者に認定する際、各セクションに戻りますけど、その際に、一つのメリットとしまして補助金の対応ができますとか、青色申告の加入、そういうご紹介をして、それらをクリアしていただくと先ほどの控除が受けられる。そういうご説明はしております。
議長	わかりましたそういう機会を捉えて、こういった制度のPRをしていると。あるいはこれからなる方にもお願いをしたいということことで、よろしくお願いしますと思います。 その他何かありますかご質問とか。 よろしいですか。 この件については以上でございまして、その次に行きたいと思います6年度の農業委員会活動報告案の活動内容案について
事務局	お手許の令和6年度農業委員会活動内容（案）今日現在ですけど。4月から来年度に変わります。それぞれの農業委員会で、これからある行事、今わかってる段階あるいは、こういうことが想定されるということに記載しております。全部は説明できませんけど、各月には総会が25日でございます。時間は1時半からとなります。先だってお話

	が会長から出ておりますけれども地域計画の策定というのが、来年度一杯農業委員会から、押し示しをいただくような形になり、これはもう法制度になっておりますので皆様のお力添えをいただくようになって、諸処の調整が必要となつてまいります。5月、6月、9月、10月等の予定等で書いてありますけど時間的なもの、あるいは夜会議になるかもしれないそういうことを想定しまして、大まかに入れさせていただいております。 また毎年行っております、8月のところですがけれども、熱海市さん農業委員さんと懇談会、情報交換会という形でさせていただきますけれども、また、この辺は熱海市さんと調整させていただきまして開催したいと考えております。また、足柄下連合会は先日、興津の方に、視察ということで皆様行かれた方、ありがとうございます。その様な形でまた、視察の対応等考えております。湯河原町単独ではできませんので真鶴の会長・事務局と調整するようになります。 また、大きいものの一つになりますけれども、11月ですがけれども、神奈川県農業委員大会こちらは毎年になりますけれども、来年度の予定は横浜、遠くなりますけれども、また開催日が決まりましたら交通手段等考えなければならないですが、ぜひ湯河原町委員さん全員ですね、出席できるような形を取りますので、何卒、日程の調整をさせていただければと思いますのでお願いします。また明けて1月ですがけれども、先日終わったばかりですけど農林水産まつりになっております。実行委員会開催の後ですね、日程が決まりましたら、またこちらの今年、205本の大根を販売することが出来ましたので、それにつかまして農業委員さん皆様にですね、ご協力いただく様な形になりますけれども、よろしくお願いします。 また、改めて真ん中の欄ですがけれども、眺望ガーデン菜の花先ほど会長の方からもいいですけど、菜の花の芽が出ておりますけれども、来年度ですね、てこ入れをするような形で綺麗な花を咲かせたいと思いますので、また業者対応も含めまして、委員さんですね、草刈り、草寄せ等の対応、吉浜小学校の生徒を入れまして、種播きの形で日程を詰めさせていただきますので、よろしくお願いします。簡単ではございますけれども、以上説明です。
議長	この6年度の活動内容について、ご質問のある方はよろしく申し上げます。
7 番	毎年8月から9月にかけて、農地利用状況調査ってのは農地パトロールのことだと思われるんですけど、私感じてるのは、夏場ってというのは非耕作地で雑木なんか生えても葉っぱが緑なんで、耕作地と非耕作地の区別がつきにくいんですね。 雑木が紅葉する葉を落とす時期だと、例えばオレンジライン沿いを、泉地区の方から眺めると、耕作している農地とそうでないのはかなりはっきりわかるような気がするんですね。 この時期じゃなくてもいいのかなっていう区別するのには、冬場の方が利便性が高いかなってちょっと感じたんですけど、皆さんどういうふうに思われるかなと。

議長	事務局の方が8月から9月の理由といいますか、お願いします。
事務局	8月以降のですね、理由につきましては、一応ですね、農作業が少し間が空いている時期を選定させていただいている全国的なところでございます。委員からお話が出ましたが、本来ですと秋口とか、冬場であれば、耕作しているところとしてないところが明確な形で本当にわかるところでございます。冬場の方につきましては、全体の把握の統一もでございますので、出来れば8月、9月の実施時期でお願いしたいです。
議長	7番委員どうですか。全国的な統一っていいですか、スケジュールが何かあるようにも聞いてるんですけども。
事務局	議長がおっしゃるとおりですけど、ちょっとすいません。私が勉強不足で申し訳ないですけど、統一的なところがあるかないかと聞かれまして、お答えが出来ないですけども。夏場のところで多数のところを実施していただいております。
議長	何か報告期限があって、一応それを考えていくと、あるいはその皆さんの農作業の忙しさとか、夏の暑さだとかいろいろ考えてこういうような時期に収まっているっていいですか、いうふうに思っているんで農業会議の方で、県段階でこんな話ってあるんですけども、もう少し大体他の市町村も8月と9月はそういうところ多いんですね。もうちょっと遅い方が、その月、草が生えていても、その後刈り取る人もいて、もうちょっと遅い時期の方がはっきりね、よく草刈ってるか綺麗かどうかってわかりやすいから、もうちょっと遅い方がいいんじゃないですか、みたいな意見って出るんですね。ただなんかやっぱりそういった全国的なスケジュールなんかもあって、この時期にせざるを得ないみたいなになっているというふうに、あの話出てました。 そういうことで、ちょっとわかりにくかったりして申し訳ないんですが、木が生えてるようなところはね、少しね、もうこれは出てるんだというような区分になって程度はあったりするんでしょうけど、そういうところで見えていただくんだと思いますけど。
9番	9番です。向学のために事務局教えてください。この調査報告の報告期限っていうのは、いつ頃なのでしょう？ 調査した結果を地図に落として、それを何らかの形って、報告するのではないかなと認識しております。
事務局	今の佐藤委員の延長線上のお話でよろしいでしょうか。
9番	1回切り離して考えてください。 あくまでも向学のために、その状況調査の方ですね。 そうですね。その報告。
事務局	最終的にはですね。湯河原町の方で県の方に報告するようになっております。
事務局長	終わりましてから、1ヶ月2ヶ月以内のなるだけ早いときに報告しなさいという形になっております。

9 番	はい、わかりました。
議長	ということだそうでございます。 皆さん調査していただいてそれをまた地図にね、多分落としてデータとしてね、落としていますかね、変更したりね、そういった作業もあって、その後、県にどういう形で報告されるのかはちょっと私もわからないんですけれども、地図を例えばどういう区分の土地がどのくらいあったとか何筆だったとか、ちょっとよくわからないんですが、いずれにしてもそういう形で県の方に報告されるということでございます。 よろしいですか。 他に何かありますか。 私の方から6年度地域計画の策定というのは大きな仕事になると思います。農業委員会は目標地図素案を作るというのは農業委員会の役目であって、それをベースに、町の方が、地域計画を作るという順番になっている。 それは町が地域計画を策定するのが、6年度中。途中でその議会に町の議会の方に諮ったりする必要もあると思うんですけれども、そういったのでね、いろいろ手続きがあるので告示をしたり、議会に諮ったりあったりというのは、そういうのも含めてスケジュール、もうあと12ヶ月ぐらいでするので計画的にお願いをしたいと思います。それから、ここに5月6月に目標地図の策定で下地となる地図の作成ということで、書いてあるんですが、目標地図をね、あるいは地域計画をどこのエリアを作るのか、この地域計画を作るのかっていうのは、一つは大きな課題といえますか。になるんだと思います。 ここのエリアに入るといろいろ規制といえますか、手続きがしてくるので、そういうところに入らず、例えば転用をしたいよというときには、その地域計画を変更しなくてはならない気がしますんで、ずっと転用を認められたりするわけではないので、そういった手続きも入ってきたりして、町内の農地全てね、こういう計画を立てるのか、エリアに入れるのか、あるいはこの地域があるいは農用地を入れるかとかね、農振を入れるだとかいろんな考え方があって、その辺どうするどう考えるのかっていうのを前提として、どこの地域をこの目標、地域計画のエリアに入れるか、地図に入れるかというエリア設定を最初にすることが必要だと思うんで、そのこのところの議論をですね、この計画に入るとこういうふうな利用といえますかねあるいはその何かあったときの手続きだとかこうなるんですよってことを皆さんよく理解していただいて、計画作り進めていかないと後になって、いや何かいろんな規制があって、そんなはずじゃなかったなんていうことで問題ないといけないので、その辺はよくですね、この目標地図の作成とこう書いてあるんですが、どういった地域をやるのかということもですね、よく検討していただきたいと思います。その前に皆さんこの地域計画どんなものなのかあるいは目標地図どうということなのかっていうこともですね、ちょっと理解をしていただくということが必要だと思うんですね。

	その辺を何か勉強会も必要があるかもしれません。 真鶴町は作らないんですよね。 作らないと思うんですよね。 真鶴町が作るんでしたら、一緒に例えば足柄下の農業委員会連合会で勉強会をやるのもいいし、やらないとなったら湯河原町だけになっちゃうんですけれども、農業委員さんに地域計画作りについて、ちょっと理解を深めていただくような場も必要だと思いますので、それもですね少し考えていただくということと、今言ったようなそのエリアの設定についてよく検討したいと思いますので、来年度、4月以降ですね、よろしく願いをしたいと思います。 事務局よろしいですか。
事務局長	会長がおっしゃったようにですね、皆さんに色々知ってもらいたいこともあります。 ただしですね。去年一昨年ですか、あの人・農地プラン、作ったわけなんですけど、あくまでもこの地域計画はですね、農地プランからの派生型になりますので、基本的にはエリア的には人・農地プランを考えて、2ヶ所でいいんじゃないかなとは事務局では思っておりますが、後々ですね、皆様のご意見を聞きながらやっていきたいなと思います。 基本的にはあの人農地プランから、行きたいと思っております。 よろしくお願いします。
議長	目標地図のエリア内に入ると、農用地に編入してもらいなさいとか、強制ではないんですけれども、そんなふうに国が言ってるんですよ。そうすると、いやそれはできませんっていうことができるのかもしれないけどもなんかいろんな国の方からね、指導が入るのかもしれない。ちょっとわからないんですけれども、なんかそんな話もですね、聞くんですね。 農地法で農地なんかそういうふうに規制されてるのに、そこ入ってないところ、これは計画作ったために、いや、なんかそっちの方が同じような規制がされ、同じってことはないかもしれませんけれども、手続きなんかされるとなると、問題が出てくるところもあるので、それですねよく研究をして、そういうところがいいのかってことはですね、よく検討して進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。 今回はよろしいですか。
事務局長	こちらの方にですね、あの内容の来年度の活動内容は出てるわけなんですけど、こちらには出ておりませんが、皆様の任期が令和6年度で終わります。 またですね。夏以降ですね、新たな委員さんを決めるためのお願い等いたしますので、そのときの協力はよろしく願いしたいと思います。
議長	はい、そういうことでございます。 他に何かありますか。 事務局よろしいですか。

事務局長	これに関しては。
議長	今日のこの総会の中では。
事務局長	令和6年度の事務局の方の体制なんですが、基本的には内示等ありまして、動かないということが決まりましたので、私と、あと菊地、あと1人ちょっと高杉がですね。異動するので高杉の代わりの者が来ますが、またちょっと事務所内で、もう1人は誰にしようかというのは決めておりませんが、基本的にはこの2人で締めて行きたいと思いますのでよろしくお願いします。
議長	また来年度もよろしくお願いいたしたいと思います。 それでよろしいですか。今日は、はい。それではこれもちまして農業委員会の総会を閉会いたしたいと思います。 今日はご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	8 番 常盤 幸宏
	9 番 木 村 優